

株 主 各 位

第 94 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項	1 頁
連結注記表	3 頁
個別注記表	6 頁

(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

愛知時計電機株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.aichitokei.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社取締役及び監査役が保有している新株予約権等の状況

割当の対象者	名称	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役は除く)	第1回 新株予約権	1株につき 1円	平成23年8月20日から 平成43年8月19日まで	56個	5名
監査役 (非常勤監査役は除く)	第1回 新株予約権	1株につき 1円	平成23年8月20日から 平成43年8月19日まで	4個	1名
取締役 (社外取締役は除く)	第2回 新株予約権	1株につき 1円	平成24年8月10日から 平成44年8月9日まで	59個	5名
監査役 (非常勤監査役は除く)	第2回 新株予約権	1株につき 1円	平成24年8月10日から 平成44年8月9日まで	4個	1名
取締役 (社外取締役は除く)	第3回 新株予約権	1株につき 1円	平成25年8月21日から 平成45年8月20日まで	81個	6名
監査役 (非常勤監査役は除く)	第3回 新株予約権	1株につき 1円	平成25年8月21日から 平成45年8月20日まで	5個	1名
取締役 (社外取締役は除く)	第4回 新株予約権	1株につき 1円	平成26年8月13日から 平成46年8月12日まで	85個	7名
監査役 (非常勤監査役は除く)	第4回 新株予約権	1株につき 1円	平成26年8月13日から 平成46年8月12日まで	4個	1名
取締役 (社外取締役は除く)	第5回 新株予約権	1株につき 1円	平成27年8月19日から 平成47年8月18日まで	71個	8名
監査役 (非常勤監査役は除く)	第5回 新株予約権	1株につき 1円	平成27年8月19日から 平成47年8月18日まで	4個	1名
取締役 (社外取締役は除く)	第6回 新株予約権	1株につき 1円	平成28年8月18日から 平成48年8月17日まで	97個	8名

(注) 当社は、役員報酬制度改定の一環として役員報酬体系の見直しを行い、平成23年5月9日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を平成23年6月29日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。以降、取締役及び監査役の報酬等の額とは別枠として、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役（社外取締役を除く。）については年額30百万円以内、監査役（非常勤監査役を除く。）については年額5百万円以内として、取締役及び監査役に付与することをご承認いただいております。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成23年6月29日開催の第88回定時株主総会において、新株予約権を株式報酬型ストック・オプションとして取締役8名及び監査役2名に対し、下記のとおり付与することを決議しております。なお、当該新株予約権は、従来の取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、その代替としてご承認いただいたものであります。

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

取締役に対しては当社普通株式19,000株を、監査役（非常勤監査役を除く。）に対しては当社普通株式3,000株を、各事業年度に係わる定時株主総会開催日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

②新株予約権の総数

取締役に対して190個、監査役（非常勤監査役を除く。）に対して30個を、各事業年度に係わる定時株主総会開催日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。当該各新株予約権1個当たりの目的である株式数は100株とする。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

④新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 20 年間とする。

(注) 1. 上記に基づき、平成28年 7 月29日開催の取締役会において、下記事項を決議いたしました。

①新株予約権の数

97 個

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 9,700 株

③新株予約権の割当日

平成 28 年 8 月 17 日

④新株予約権を行使することができる期間

平成 28 年 8 月 18 日から平成 48 年 8 月 17 日まで

⑤新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルにより算定した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、割当を受ける者が当社に対して有する報酬債権をもって相殺するため、払込金額の払込みを要しない。

2. 平成28年10月 1 日付で普通株式10株につき 1 株の割合で株式併合を実施しており、「新株予約権の目的である株式の数」は調整されております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 … 6 社

連結子会社の名称 … ㈱アイセイテック、アイチ梱包運輸㈱
ガーベラ精工ベトナム有限会社、大連愛知時計科技有限公司
アイチ木曽岬精工㈱、愛知時計電機ベトナム有限会社

なお、ガーベラ精工ベトナム有限会社は清算手続中であります。

(2) 非連結子会社の数 … 2 社

非連結子会社の名称…アイテックス㈱、鳥生工業㈱

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（アイテックス㈱、鳥生工業㈱）及び関連会社（愛知システムサービス㈱、台湾愛知儀錶科技股份有限公司）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ガーベラ精工ベトナム有限会社、大連愛知時計科技有限公司及び愛知時計電機ベトナム有限会社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの … 連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

時価のないもの … 移動平均法による原価法

②たな卸資産

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く。）

定 率 法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

金利スワップについて特例処理を行っております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年～18年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49号(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49号(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産の額と前連結会計年度末の繰延税金資産の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加算しております。

なお、この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

前連結会計年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「1年内返済予定の長期借入金」(当連結会計年度55百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度は「短期借入金」に含めて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

18,993 百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首株式数 (千株)	増加株式数 (千株)	減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
発行済株式 (注) 1	普通株式	51,400	-	46,260	5,140
自己株式 (注) 2, 3	普通株式	110	0	107	4

(注) 1. 平成28年10月1日付をもって、普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。これにより株式併合後の発行済株式総数は46,260千株減少し、5,140千株となっております。

2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 自己株式の減少は、株式併合による減少55千株、ストック・オプションの権利行使による減少51千株並びに単元未満株式の買い増しによる減少0千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	256	5	平成28年 3月31日	平成28年 6月27日
平成28年11月2日 取締役会	普通株式	256	5	平成28年 9月30日	平成28年 11月25日

(注) 平成28年11月2日取締役会決議における1株当たり配当額は、基準日が平成28年9月30日であるため、平成28年10月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの平成29年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 308百万円 |
| ② 1株当たりの配当額 | 60円 |
| ③ 基準日 | 平成29年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成29年6月28日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式

47,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金や安全性の高い債券等に限定し、資金調達については信頼性の高い銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する当社内規に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引の実行及び管理は内部規定に基づき経理部内の各担当において相互牽制と、チェック・監査を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	6,863	6,863	-
(2) 受取手形及び売掛金	13,164	13,164	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	160	160	0
その他有価証券	7,676	7,676	-
(4) 支払手形及び買掛金	(3,809)	(3,809)	-
(5) 電子記録債務	(3,573)	(3,573)	-
(6) 短期借入金	(1,032)	(1,032)	-
(7) 未払法人税等	(857)	(857)	-
(8) 長期借入金 (※2)	(5,867)	(5,867)	0
(9) デリバティブ取引	-	-	-

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式及び証券投資信託は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(9)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載してあります(上記(8)参照)。

2. 非連結子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額127百万円)及び非上場株式

(その他有価証券 連結貸借対照表計上額373百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

4,671 円 29 銭

2. 1株当たり当期純利益

435 円 58 銭

(注) 当社は、平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式の併合が行われたと仮定して算定しております。

その他の注記

連結計算書類に表示される科目及びその他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

其他有価証券

時価のあるもの … 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間(13年～18年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理を行っております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。)を当事業年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49号(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点において回収可能性適用指針第49号(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産の額と前事業年度末の繰延税金資産の額との差額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加算しております。

なお、この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

前事業年度において区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「破産更生債権等」（当事業年度0百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「1年内返済予定の長期借入金」（当事業年度55百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度は「短期借入金」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「設備関係支払手形」（当事業年度292百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	17,881 百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	854 百万円
関係会社に対する短期金銭債務 （貸借対照表に区分表示したものを除く）	782 百万円
3. 取締役に対する短期金銭債務	62 百万円
4. 取締役に対する長期金銭債務	14 百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	
売上高	480 百万円
売上原価	2,699 百万円
販売費及び一般管理費	857 百万円
営業取引以外の取引	225 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	4,015 株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産	
退職給付引当金	2,018 百万円
その他	1,355 百万円
繰延税金資産小計	3,374 百万円
評価性引当額	△ 164 百万円
繰延税金資産合計	3,209 百万円
2. 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 1,281 百万円
退職給付信託	△ 705 百万円
その他	△ 830 百万円
繰延税金負債合計	△ 2,817 百万円
繰延税金資産の純額	392 百万円

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	4,673 円 30 銭
2. 1株当たり当期純利益	415 円 76 銭

（注）当社は、平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の併合が行われたと仮定して算定しております。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

その他の注記

計算書類に表示される科目及びその他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。